

山 梨 労 働 局 発 表
令和 4 年 8 月 2 3 日 (火)

報道関係者 各位

山 梨 県 最 低 賃 金 は 3 2 円 の 引 上 げ ～ 山 梨 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 が 答 申 ～

- 1 山梨地方最低賃金審議会（会長 反田 一富：弁護士）は、令和 4 年 8 月 2 3 日、山梨労働局長（局長 生方 勝）に対して、「山梨県最低賃金」を次のように改正決定することが適当であるとの答申を行いました（別添 1 参照）。

- ・ 1 時 間 **8 9 8 円**（現行 8 6 6 円）
- ・ 効力発生日 法定どおり（令和 4 年 1 0 月 2 0 日予定）

- 2 この「3 2 円」の引上げ額（引上げ率 3 . 7 0 %）は、中央最低賃金審議会の「令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」において示された引上げ額の目安額「3 1 円」（B ランク）に、1 円を上乗せした金額です。（別添 2 参照）

- 3 また、本日、山梨労働局長は最低賃金法第 1 1 条（最低賃金審議会の意見に関する異議の申出）により答申内容の要旨を公示しました（別添 3 参照）。

【 異議申出等締切日 令和 4 年 9 月 7 日（水）】

- 4 異議の申出がない場合、又は異議の申出があり、本審議会において改めて審議を行い、答申どおり決定することが適当との結論に至った場合には、山梨労働局長が答申どおりの決定を行い、早ければ令和 4 年 1 0 月 2 0 日から適用されることになります。

なお、答申どおりの決定となると、引上げ額、引上げ率ともに最低賃金が時間額単独になった平成 1 4 年度以降、最大となります。（別添 4 参照）

【参考】

- 1 山梨労働局では、毎年、山梨県最低賃金の見直しのため、同審議会に対して調査審議を求め、その意見（答申）を尊重して最低賃金の改定を行っています。

本年は7月5日に山梨労働局長から同審議会に対し、「山梨県最低賃金の改正決定」について諮問を行ったところ、同審議会では専門部会を設置し、7月22日以降、4回にわたって、

（１）山梨県における

賃金の実態調査結果

経済・労働市場等の動向

最低賃金と生活保護に係る施策との整合性

（２）本年8月2日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に答申された「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」

等を参考として、調査審議を重ねてきた結果、「1時間当たり32円の引上げを行う」との結論に達したものとなっています。

- 2 最低賃金と生活保護に係る施策の整合性について、令和2年10月9日発効の山梨県最低賃金（1時間838円）の1か月換算額と令和2年度の山梨県の生活保護費を比較したところ、山梨県最低賃金の下回っているとは認められませんでした。

- 3 山梨労働局では、生産性を向上させ、「事業場内で最も安い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者（注）への支援を実施しています。

【業務改善助成金（通常コース）】（別添リーフレット参照）

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、引上げ額及び引き上げる労働者数に応じて、その費用の一部を助成します。（最大600万円）

（注）事業場内最低賃金と山梨県最低賃金の差額が30円以内で、労働者数100人以下の事業場が対象となります。

詳しくは山梨労働局ホームページをご確認いただくか、山梨労働局雇用環境・均等室までお問い合わせください。（電話番号 055（225）2851）

【添付資料】

別添1 山梨県最低賃金の改正決定について（答申）

別添2 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

別添3 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する公示（異議申出の公示）

別添4 山梨県最低賃金の推移

別添リーフレット 令和4年度業務改善助成金（通常コースのご案内）